破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２号
仙台市泉区向陽台１丁目12番８号
債務者　寺田　由一
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
山口県宇部市今村北１丁目12番12号、旧住所山口県宇部市大字西岐波1082番地５
債務者　中村　重吉
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第６５号
静岡県菊川市加茂3071番地　サンハイツ川崎101
債務者　工藤タケオ
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第３３５９号
愛知県常滑市大野町３丁目１番地の３　ユーハウス大野海岸10―Ｄ
債務者　蟹江　興亞
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６５０号
愛知県豊明市二村台６丁目１番地１　豊明団地30棟205号
債務者　近藤聖一郎
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８０号
静岡県湖西市岡崎761番地の２
債務者　岩城　雅惠
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３７５５号
札幌市白石区東米里2195番地10
債務者　瀬川　弘光
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７５６号
札幌市白石区東米里2195番地10
債務者　瀬川　節子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８０１号
札幌市東区北28条東９丁目３番20号　シティプラザ28―201号
債務者　鏡　　麻樹（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０１０号
札幌市白石区菊水４条１丁目７番10号　メゾン山田303号
債務者　曽根　良洋
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０５３号
札幌市東区北20条東18丁目２番５号
債務者　北條　純児
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０７１号
札幌市中央区南12条西６丁目１番１号　カーサ山岸101号
債務者　牧　由佳子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０８４号
札幌市南区川沿12条３丁目８番９号　若樹荘
債務者　高野　　輝
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１０９号
北海道江別市野幌東町26番地の22　クリスタルサンビレッジＥ201号室
債務者　上野　健一
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３号
札幌市白石区菊水３条４丁目１番14―102号
債務者　田中　良夫
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６１号
札幌市南区南32条西９丁目３番17号　有楽マンション１号
債務者　小瀬はつ子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８３号
札幌市手稲区富丘３条６丁目１番５―401号
債務者　伊藤あづさ
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部